

第36号議案

島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年島根県条例第64号)の一部を次のように改正する。

「第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準

目次中

第1款 この節の趣旨及び基本方針(第114条・第115条)

第2款 人員に関する基準(第116条・第117条)

第3款 設備に関する基準(第118条・第119条)

第4款 運営に関する基準(第120条 第131条)

を「第5節 削除」に改める。

第85条第5号中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第100条第1項第3号中「(次項において「提供単位時間数」という。)」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項第3号」を「前項第3号」に改め、「(第2項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。)」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項中「及び第2項」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項中「前各項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第6項を第5項とし、第7項を第6項とし、第8項を第7項とする。

第102条第2項第1号ア中「利用定員」を「当該指定通所介護事業所の利用定員(当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。次節において同じ。)」に改める。

第7章第5節を次のように改める。

第5節 削除

第114条から第131条まで 削除

第132条第1項第3号中「（次項において「提供単位時間数」という。）」を削り、「以下この条」の次に「及び第134条」を加え、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項第3号」を「前項第3号」に改め、「（第2項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項において同じ。）」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項中「及び第2項」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項中「前各項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第6項を第5項とし、第7項を第6項とする。

第134条第2項第1号ア中「利用定員」を「当該基準該当通所介護事業所の利用定員（当該基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）」に改める。

第182条中「、指定通所介護事業所」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）」を加える。

第246条第3項中「指定福祉用具貸与」の次に「、指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護」を加え、同条第4項中「指定訪問介護、指定訪問看護及び指定通所介護」を「次の各号に掲げる事業」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 指定訪問介護
- (2) 指定訪問看護
- (3) 指定通所介護又は指定地域密着型通所介護

（島根県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第2条 島根県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年島根県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第203条第1項中「第8条の2第11項」を「第8条の2第9項」に改める。

第233条第2項中「指定居宅サービス事業者をいう。）」の次に「、指定地域密着型サービス事業者（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）」を加え、同条第3項中「指定通所介護をいう。以下同じ。）」の次に「、指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）」を加え、同条第4項第2号中「指定通所介護」の次に「若しくは指定地域密着型通所介護」を加える。

第238条中「第8条の2第12項」を「第8条の2第10項」に改める。

第255条中「第8条の2第13項」を「第8条の2第11項」に改める。

（島根県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第3条 島根県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年島根県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

（島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例附則第4条第2号の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第2条の規定による改正前の島根県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第4条 島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（平成27年島根県条例第14号）附則第4条第2号の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第2条の規定による改正前の島根県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年島根県条例第65号）の一部を次のように改

正する。

第98条第1項第3号中「指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）」を「指定通所介護事業者をいう。）」又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）」（以下「指定通所介護事業者等」という。）」に、「指定通所介護をいう。以下同じ。）」を「指定通所介護をいう。）」又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）」（以下「指定通所介護等」という。）」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条第8項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「第7項まで」を「第6項まで又は指定地域密着型サービス基準第20条第1項から第7項まで」に改める。

第100条第4項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、「第3項まで」の次に「又は指定地域密着型サービス基準第22条第1項から第3項まで」を加える。

第107条第2項第5号中「次条において準用する第37条第2項」を「前条第2項」に改める。

第113条第7項中「第6項」を「第5項」に改める。

（島根県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第5条 島根県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年島根県条例第66号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「第8条第23項」を「第8条第24項」に、「同条第25項」を「同条第26項」に、「同条第23項」を「同条第24項」に、「同条第24項」を「同条第25項」に改める。

第23条第1項第1号中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

（島根県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第6条 島根県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年島根県条例第67号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項第1号中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

（島根県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第7条 島根県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年島根県条例第68号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項及び第5項中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第45条第12項中「指定地域密着型サービス基準」という。）の次に「第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス基準」を加える。

（島根県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第8条 島根県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年島根県条例第69号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

（島根県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第9条 島根県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年島根県条例第70号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

（島根県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第10条 島根県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年島根県条例第71号）の一部を次のように改正する。

第1条中「同法」を「健康保険法等一部改正法」に改める。

第12条第3項中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正)

2 島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例を次のように改正する。

附則第5条第1項の表第98条第1項第3号の項中「指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）」を「指定通所介護事業者をいう。）」又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。))(以下「指定通所介護事業者等」という。))に、「指定通所介護をいう。以下同じ。))」を「指定通所介護をいう。))又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。))(以下「指定通所介護等」という。))」に、「又は指定通所介護」を「又は指定通所介護等」に改め、同表第98条第8項の項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の事業」を「指定通所介護等の事業」に、「第7項まで」を「第6項まで又は指定地域密着型サービス基準第20条第1項から第7項まで」に改め、同表第100条第4項の項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の事業」を「指定通所介護等の事業」に、「第3項まで」を「第3項まで又は指定地域密着型サービス基準第22条第1項から第3項まで」に改める。

附則第5条第2項の表第113条第7項の項中「第6項」を「第5項」に改める。